

一般社団法人育児総合研究協会
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協会は、一般社団法人育児総合研究協会と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 この協会は、未就学児から成人までの教育に関する研究を通して、心身ともに健やかな子供を育て、国内のみならず環境に左右されず将来の夢の選択肢を広げ、世界の平和発展に寄与する人材を育てることを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターネットを活用した学校、企業でのオンラインキャリア教育の提供
- (2) インターネットを通じての動画の配信、オンライン教室の開催
- (3) 職業人を起用した職業講話、出張授業の実施
- (4) 講演会、育児・親子教室、育児相談の開催
- (5) 職業や仕事を体験するプログラムの開発、提供
- (6) 職業人を学校・企業につなぐマッチングプラットフォームの運営
- (7) 企業が依頼する仕事を学校・企業につなぐマッチングプラットフォームの運営
- (8) 寄付プラットフォームの企画・運営
- (9) (1)から(8)に関する広報活動
- (10) キャリアに関する調査レポートの作成
- (11) 関連書籍の発行及び関連グッズの販売
- (12) 育児検定等各種検定の実施及び育児指導士等各種資格の認定並びに各種検定・各種資格に関する教育、研修の実施
- (13) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(協会の構成員)

第6条 この協会は、この協会の事業に賛同する個人または法人であって、次条の規定によりこの協会の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 この協会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時および毎年、社員は、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1)この規約その他の規則に違反したとき。
- (2)この協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2)総社員の同意があったとき。
- (3)当該社員が死亡し、または解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額(総額)
- (4) 貸借対照表および損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 規約の承認
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの規約で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、特段の定めがある場合を除き会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

- (3)規約の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第20条 この協会に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上20名以内
- (2)監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第21条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする

(理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの規約で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求めこの協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事および監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この協会の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長の選定および解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、議事録に記名押印する。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第32条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第33条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第34条 この協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表および損益計算書の付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、規約、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金)

第35条 この協会は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第36条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共協会に贈与するものとする。

第7章 規約の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この規約は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

付 則

(最初の事業年度)

第39条 この協会の最初の事業年度は、この協会設立の日から令和3年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。